

議事要旨(3) 企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、企業結合（ステップ2）について、前回の委員会及びその後に行われた基準諮問会議、企業結合専門委員会での議論を踏まえて、引き続き経過措置及び文案について審議いただきたい旨の説明がなされた。また、村田専門研究員より、説明資料[審議事項(3)－1から(3)-4]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。

基本的考え方において、非支配株主との取引を損益取引とはしないとの記述があるが、一般的には損益取引としないのであれば資本取引であると解釈されるのではないか。無用な混乱（例えば、試験問題で、資本取引と回答した場合には不正解になるのか？等）を避けるためには、種類株引等複雑な資本取引に適切に対応するための考え方が整理されるまでの間は、一般的に普及している用語（資本取引）の使用を継続する方が良いと考える。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは次のコメントがあった。
 - ・ 資本の範囲が十分に議論できていない中では、資本取引という用語の使用は避けた方が良いのではないかと考えている。
 - ・ 今回の改正の処理は、具体的には株主の拠出資本を増減させる処理であるが、これは必ずしも資本取引と同じ範囲になるとは限らないのではないかと考えている。
- また、上記の委員の意見及び事務局のコメントに関して、西川委員長から、経緯を十分説明すれば、資本取引という用語の使用は可能とも考えられるので、「資本取引として扱うこととした」等の記載が可能か検討してはどうかとのコメントがあった。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 遡及適用については、原則として遡及適用をすることとし、遡及適用を行っていない旨を注記することを前提に遡及適用を行わないことを認めるという案に賛成する。ただ、前回の委員会でもコメントしているが、遡及適用を行わない場合には影響額の注記を求めた方が良いと考えており、再度検討いただきたい。また、企業結合に関する直近の国際的な会計基準の改訂時に影響額の注記が求められていたかについても確認していただきたい。
 - ・ 適用時期については、システム変更等の作成者の負担や基準改正への円滑な対応を考慮して、平成27年4月1日からの強制適用として、平成26年4月1日から早期適用を認めるという方向が良いと考える。
- ある委員より、次の意見があった。

- ・ 遡及適用について、企業結合は遡及するのが困難なケースが多いため国際的な会計基準の改訂時でも遡及していないと理解している。遡及適用が可能な会社は遡及適用をする方が望ましいともいえるが、遡及適用を原則とすると、遡及適用が可能かどうかの検討に係る、作成者の負担が大きいのではないか。
- ・ 適用時期については、平成 27 年 4 月 1 日からでは遅いと感じるが、遡及適用を原則とするならばその検討のための期間が必要になるため、遡及適用との関係で検討する必要があると考える。
- ・ 早期適用については、すべての取扱について同時に適用することを前提として認める方向で問題ないと考えているが、こちらも強制適用時期の関係と合わせて検討する必要があると考える。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは次のコメントがあった。
 - ・ 「遡及適用が困難な場合に」遡及適用しないことを認めるとすると、困難な場合かどうかの検討が必要となるため、その条件は付けない方向で考えている。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 早期適用について、財務諸表の様式に関わる事項については、適用時期を統一すべきと考える。
 - ・ 適用時期について、平成 26 年 4 月 1 日からの対応が困難だという意見が強いのであれば平成 27 年 4 月 1 日からもやむを得ないと考えているが、今後の改正の適用時期の目安にもなるため、例えばシステム対応が必要なため 1 年開けた等、根拠づけをしておいた方が良く考える。
- あるオブザーバーより、次の意見及び質問があった。
 - ・ 今回の改正はボトムラインにも係る内容であり、早期適用を実施して異なる当期純利益が混在するのは望ましくないため、早期適用にはなじまないと考える。
 - ・ 適用時期について、平成 26 年 4 月 1 日からとしても基準化予定時期から約 9 か月の期間があることから、対応が困難という意見に疑問であり、平成 26 年 4 月 1 日から強制適用とするのが望ましいと考える。
 - ・ 基準諮問会議において聞かれた意見について、「当期純利益」の内容は、今回に限らず基準が改正されるたびに变化するものであることから、別の名称を検討する必要は無いと考える。また、「少数株主」についても、今回の改正の趣旨が国際的な会計基準との比較可能性の向上であることから、国際的な会計基準の呼称に合わせた方が良く考える。
 - ・ 基準諮問会議は、当委員会へのテーマ提言が主な役割と理解しているが、現在審議中の基準に意見する役割もあるのか確認したい。
- 上記のオブザーバーの質問に対して、事務局からは次のコメントがあった。
 - ・ 基準諮問会議はテーマ提言と基準開発全体に関するアドバイスの両方の役割がある

と理解している。なお、受けたアドバイスについての対応は当委員会で議論の上決定すべきことと考えている。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 資本の概念が決まらなると、資本取引という用語を使用できないということではないように感じる。
 - ・ 適用時期については、基準が公表されたその翌年の4月1日からの強制適用は少し早い印象を受ける。早期適用を含めた全体の方向性としては、事務局案に賛成である。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 仮に、強制適用を平成27年4月1日からとするのであれば早期適用は認めるべきである。しかし、平成26年4月1日からの対応が困難な会社は少数であると考えられ、そちらに合わせるよりは平成26年4月1日からの強制適用を原則とし、対応困難な場合には平成27年4月1日からの適用を認めるとしてはどうか。

最後に、西川委員長より、適用時期と早期適用について本日の意見を踏まえて再度検討する旨のコメントがなされた。

以上